

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から同年 8 月まで
国民年金保険料の納付書や未納のお知らせ等があれば必ず納付していた。
未納ということは考えられないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間である上、申立人は、国民年金加入期間において申立期間を除き未納は無く、国民年金保険料は全て現年度納付されていることから、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和 57 年 9 月に A 市（現在は、B 市）に転入した際、国民年金の手続を行い、国民年金被保険者名簿（紙名簿）が作成されていることが確認できることから、申立期間に係る納付書は、申立人に対して発行されていたものと考えられ、納付意識の高い申立人が納付書の発行を受けながら、申立期間の保険料を未納のままにしておくとは考えにくい。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間当時の申立人の夫の標準報酬月額に変化はみられず、経済的に申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間及び 61 年 12 月から平成 6 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで
② 昭和 61 年 12 月から平成 6 年 12 月まで

現在も勤務している A 株式会社には昭和 58 年 3 月に入社したが、同社は申立期間当時、厚生年金保険に未加入であったため、事業主が国民年金保険料相当分を給与に上乗せして支給してくれたので、妻が国民年金保険料を納付した。

国民年金保険料領収書は所持していないが、A 株式会社が保管している所得税源泉徴収簿を証拠として提出するので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間当時の所得税源泉徴収簿（昭和 58 年分から平成 6 年分まで）には、社会保険料控除額が記載されており、その金額を検証したところ、当時の国民年金保険料及び国民健康保険税額の合計額とおおむね近似していることが確認できることから、当該源泉徴収簿は、申立内容を裏付けるものと認められる。

また、申立人は、「年末調整の際に、国民年金保険料領収書を会社に提出した。」と主張しているところ、申立人の妻も「毎年、年末になると、夫が勤務している会社で国民年金保険料を納付したことを確認されるので、夫が領収書を会社に持って行った。」と述べているほか、A 株式会社の事業主も「年末調整の際、申立人から提出された国民年金保険料領収書を確認の上、所得税源泉徴収簿を作成した。」と述べていることから、両者の証言内容は符合しており、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、当該事業主は、「当時、事業所が健康保険・厚生年金保険に未加入であったことから、従業員であった申立人には、国民年金保険料及び国民健康保険税相当額を給与に上乗せ支給していた。」と主張するところ、同事業主から提出された申立人に係る給与手当支給明細書によると、当時の国民年金保険料及び国民健康保険税に相当する額が支給されていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人の株式会社Aにおける標準賞与額に係る記録を平成15年6月16日は34万6,000円、同年12月15日は23万6,000円、16年6月15日は41万2,000円、同年12月15日は48万1,000円、17年6月15日は42万9,000円、同年12月15日は48万6,000円、18年6月15日は28万4,000円、同年12月15日は38万1,000円、19年6月15日は35万1,000円及び同年12月17日は34万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月16日
② 平成15年12月15日
③ 平成16年6月15日
④ 平成16年12月15日
⑤ 平成17年6月15日
⑥ 平成17年12月15日
⑦ 平成18年6月15日
⑧ 平成18年12月15日
⑨ 平成19年6月15日
⑩ 平成19年12月17日

申立期間①から⑩までについて、勤務していた株式会社Aから支給されていた夏、冬の賞与の記録が確認できないが、当該賞与が振り込まれた口座の取引明細証明書のとおり、賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたので、各申立期間における賞与記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑩までの申立人に係る標準賞与額の記録について、申立人から提出された普通預金の取引明細証明書により、申立人は、平成15年6月16日は34万6,000円、同年12月15日は23万6,000円、16年6月15日は41万2,000円、同年12月15日は48万1,000円、17年6月15日は42万9,000円、同年12月15日は48万6,000円、18年6月15日は28万4,000円、同年12月15日は38万1,000円、19年6月15日は35万1,000円及び同年12月17日は34万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主によりそれぞれの賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aは既に解散しており、元代表取締役等に照会しても回答が無く、破産管財人も確認できる資料は無い旨回答しているが、申立期間当時、同社において経理部門を担当していた元取締役は、「申立期間における夏、冬の賞与から厚生年金保険料を控除していたが、社会保険事務所（当時）には賞与に係る届出をしておらず、賞与から控除した厚生年金保険料も納付していなかった。」と述べていることから、社会保険事務所は、申立人の主張する申立期間①から⑩までに係る標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年11月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年11月から6年1月まで

私は、平成5年10月頃に国民年金の加入手続を行い、併せて父の銀行口座から自動振替で国民年金保険料を納付するよう手続をしており、申立期間について、保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年10月頃に国民年金の加入手続を行い、併せて父の銀行口座から自動振替で国民年金保険料を納付する手続を行ったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の20歳到達者の国民年金被保険者資格取得年月日から、6年1月頃に申立人がA市において国民年金の加入手続を行い、20歳に到達した5年*月*日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。

また、A市では、申立期間当時、口座振替納付の手続から口座振替開始までおおむね2か月程度を要していたとし、口座振替開始前に納期限が到来した納付対象月分の国民年金保険料が口座振替されることは無いとしていることから、国民年金被保険者資格を取得した平成5年*月及び申立期間の保険料は、口座振替により納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立期間の直前に当たる平成5年10月については、申立人が6年6月13日に厚生年金保険被保険者資格を取得したため同年6月の国民年金保険料が還付充当処理（平成6年9月2日決議）されたことにより、納付済みとなっていることが確認できることから判断すると、5年10月及びそれに続く申立期間は還付充当処理された時点において未納であった

ことがうかがわれる。

加えて、申立人は、申立期間当時の国民年金保険料の納付に関与しておらず、口座振替により申立人の保険料を納付していたとされる父親は、申立人の申立期間に係る保険料の納付方法についての記憶が定かではなく、申立期間当時の納付状況を確認できない。

その上、A市の申立人に係る国民年金被保険者台帳の納付記録も申立期間は未納となっており、オンライン記録と一致している。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年10月から61年3月まで
申立期間について、私(妻)が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、私が納付済期間とされているのに、夫が未納期間とされていることに納得できない。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。
(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びA市の国民年金被保険者名簿(紙名簿)によれば、申立人の一つ目の国民年金手帳記号番号は昭和45年9月24日にA市で妻と連番で払い出されており、妻はそのまま国民年金の加入を継続し、申立期間を含めて保険料を納付している一方、申立人は、厚生年金保険を任意継続することとなる厚生年金保険第4種被保険者資格を同年9月1日に取得したとして、46年3月31日付けで当該記号番号による国民年金被保険者資格の取得記録が取り消されていることが確認できる。

その後、申立人は、昭和53年10月1日に厚生年金保険の老齢給付の受給資格を満了したとして、厚生年金保険第4種被保険者資格を喪失しているが、当時、老齢給付の受給権者は国民年金の任意加入対象者とする取扱いであったことから、申立人も同日以降は、国民年金の任意加入対象者となるものの、申立人が任意加入したことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、申立人の二つ目の国民年金手帳記号番号は二女と連番で払い出されており、A市の国民年金被保険者名簿(紙名

簿)の「保険料に関する納付記録」欄には昭和61年7月9日に当該名簿が作成されたことを示す「61.7.9」との記載が確認できることから、この頃に申立人が自身と二女の国民年金の加入手続を行ったものと推認される。ところ、61年7月に加入手続が行われた時点で、申立人は、国民年金第1号被保険者の対象となる同年4月1日に遡って被保険者資格を取得したものと考えられるが、申立期間については、国民年金の未加入期間として取り扱われており、保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から62年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年1月から62年8月まで
私は、20歳の頃学生だったので、母親が国民年金への加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと聞いている。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和61年*月頃に、その母親が国民年金への加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、A市の国民年金被保険者台帳（紙名簿）によれば、申立人に係る国民年金被保険者資格取得の届出年月日が平成3年8月29日と記載されていることから、この頃に国民年金への加入手続きが行われ、直前の共済組合の被保険者資格の喪失日である同年8月21日に遡り被保険者資格を取得したものと考えられ、加入手続きを行ったとみられる時点において、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間となる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間当時、申立人が居住していたB市から、「申立人の国民年金被保険者名簿等は存在しない。」旨の回答を得ており、申立人が国民年金に加入していたことをうかがわせる関連資料は得られなかった。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から44年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月から44年2月まで
父と母は、A町（現在は、B市）のC納付組織に加入して国民年金保険料を納付していたので、父が私の保険料だけを未納にしておくはずがない。
申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

D社会保険事務所（当時）が申立期間当時作成していた国民年金受付処理簿によれば、昭和44年4月2日にE市役所（現在は、B市役所）で申立人の国民年金被保険者資格取得届が受け付けられ、同年4月23日に同年3月22日（住所を定めた日）を資格取得日とする国民年金手帳が申立人に送付されたことが確認できるとともに、E市の国民年金被保険者名簿（紙名簿）においても、資格取得日は同年3月22日とされており、申立期間は未加入期間として取り扱われていることから、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立人は、父親がA町のC納付組織に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、B市からは「申立期間当時、申立人が居住していた地区には、二つの納付組織が存在していたことは確認できるものの、申立人や家族が組合に加入していたのかどうかについては資料等の保存年限が経過しているため不明である。」旨の回答があり、同組織において申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料は得られなかった。

加えて、申立人の両親は既に死亡しており、保険料の納付状況等が不明である上、父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について保険料を納付していることが確認できないとの回答をもらった。親から 20 歳になるので将来のことを考えてと言われ、国民年金に加入し、保険料を A 市内の金融機関に納付していたので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の前後の国民年金手帳記号番号に係る国民年金被保険者のオンライン記録から判断すると、申立人の手帳記号番号は、B 社会保険事務所（当時）から昭和 63 年 1 月頃に払い出され、この払出時点において、申立人は、第 3 号被保険者制度が創設された 61 年 4 月 1 日に遡って被保険者資格を初めて取得したものと推認できる。

また、戸籍の附票によると、申立人は、平成 2 年 5 月に A 市に住所を異動しているところ、A 市の住民情報システムによれば、昭和 61 年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者の資格を取得したとされていることが確認できるとともに、申立人が A 市の後に異動した C 市の国民年金被保険者名簿上も、A 市の上記記録と同様、同年 4 月 1 日に国民年金第 3 号被保険者の資格を取得したとされており、いずれの記録においても申立期間が国民年金の加入期間であったことはいずれも明らかで、申立期間は国民年金の未加入期間とされていることから、申立人に国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関しての記憶が定かではなく、国民年金の加入状況等が不明である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す

関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 4 月 1 日から 18 年 11 月 20 日まで
公共職業安定所の「求人公開カード」では、株式会社Aは厚生年金保険に加入となっていたにもかかわらず、実際に入社したら申立期間は国民年金に加入させられた。

正社員としてフルタイムで勤務していたのに、事業主が厚生年金保険に加入させなかったのは納得できないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人が所持する株式会社A入社時の「労働詳細契約書」及び同社から提出された申立人の「社員名簿」により、申立人は、申立期間を含む平成 17 年 4 月 1 日から 19 年 4 月 30 日まで同社にフルタイムで勤務していたことが推認できる。

しかし、年金事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得したのは平成 18 年 11 月 20 日であり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人が所持する平成 17 年 4 月から同年 10 月までの給与明細書、並びに当該事業所から提出された申立人に係る同年 4 月から同年 12 月までの「平成 17 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び 18 年 1 月から同年 12 月までの給与台帳によると、申立期間における申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、当該事業所において申立期間に厚生年金保険の被保険者であった者はいない上、申立人は、申立期間は国民年

金に加入し、国民年金保険料も納付済みであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、当該事業所に係る公共職業安定所の「求人公開カード」では厚生年金保険に加入となっていたので、本来、申立期間について事業主が厚生年金保険に加入させるべきであったにもかかわらず加入させなかったのは納得できないとして申立てをしている。

しかしながら、年金記録確認第三者委員会は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づく記録訂正の要否について審議の対象としているところ、特例法に基づき記録訂正が行われるのは、事業主が被保険者から厚生年金保険料を控除しながら、社会保険庁（当時）に納付したことが明らかでない場合であり、本件申立てについては、上記のとおり、申立人が所持する給与明細書等から、申立期間における申立人の給与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認でき、このほかに保険料控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立期間について特例法による記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月から 53 年 4 月 21 日まで
② 昭和 53 年 4 月 21 日から平成 16 年 7 月 4 日
まで

私が、A株式会社と株式会社Bにおいて厚生年金保険に加入していた期間の標準報酬月額が、源泉徴収票等から算出される一月当たりの給与の総支給額よりも低額となっているので、給与の総支給額に合わせて標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①について、A株式会社では、当該期間に係る賃金台帳等を保管しておらず、申立人の厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

申立期間②について、申立人が所持する平成 10 年 2 月、同年 10 月、12 年 3 月、13 年 2 月、同年 3 月及び同年 9 月の給与明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっている。

また、株式会社Bが保管する賃金台帳によれば、平成 13 年 12 月から

15年8月までの期間に係る厚生年金保険料控除額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっている上、同年9月から16年6月までの期間について、15年9月の定時決定により標準報酬月額が28万円から24万円に変更されたにもかかわらず、従前の28万円に見合う厚生年金保険料が控除され続けているものの、当該期間の報酬月額はいずれも24万円に見合う額となっており、特例法による記録訂正の対象には当たらないと判断される。

さらに、申立人が所持する申立期間②に係る源泉徴収票及び市民税県民税課税証明書等に記載された社会保険料控除額と、オンライン記録の標準報酬月額により推計した社会保険料額はおおむね一致している。

加えて、株式会社Bでは、申立期間②のうち、平成13年以前の賃金台帳等を保管しておらず、申立人の厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

なお、申立人は、所持している源泉徴収票の支払総額を12等分した額が、年金記録上の標準報酬月額と相違するとして申し立てしているところ、申立人は、申立期間当時、当該支払総額には賞与（給与月額2か月分から5か月分）も含まれていたと証言しているほか、申立てに係る事業所が保管する平成14年1月以降の賃金台帳によると、14年及び15年については、給与額と賞与額の合計額から通勤手当を控除した額が申立人の所持する源泉徴収票の支払総額と一致していることが確認できるとともに、オンライン記録においても、賞与が保険給付の算定の基礎とされた15年4月以降、申立人については標準賞与額の記録が確認できることから判断すると、源泉徴収票の支払総額を12等分した額より年金記録上の標準報酬月額が低額であったとしても、直ちに不合理であるとは言い難い。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月 21 日から 52 年 1 月 21 日まで
② 昭和 52 年 6 月 1 日から 56 年 10 月 6 日まで
③ 昭和 59 年 6 月 21 日から平成 15 年 8 月 1 日ま
で

申立期間①及び②において株式会社Aに、また、申立期間③においてB株式会社に勤務していた期間の標準報酬月額が、源泉徴収票等から算出される一月当たりの給与の総支給額よりも低額となっているので、給与の総支給額に合わせて標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間①及び②について、当該期間に係る源泉徴収票及び市民税県民税課税証明書等に記載された社会保険料控除額と、オンライン記録の標準報酬月額により推計した社会保険料額はおおむね一致している。

また、株式会社Aでは、申立期間①及び②に係る賃金台帳等を保管しておらず、申立人の厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することがで

きない。

申立期間③について、平成10年3月、同年9月、11年8月から同年10月までの期間、12年4月、13年1月、同年3月、同年9月及び15年2月の給与明細書によれば、厚生年金保険料控除額及び報酬月額それぞれの見合う標準報酬月額の低い方の額は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額以下となっている。

また、申立期間③に係る源泉徴収票及び市民税県民税課税証明書等に記載された社会保険料控除額と、オンライン記録の標準報酬月額により推計した社会保険料額はおおむね一致している。

さらに、B株式会社では、申立期間③に係る賃金台帳等を保管しておらず、申立人の厚生年金保険料控除額及び報酬月額を確認することができない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2702 (事案 1828 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年10月1日から58年10月1日まで

私がA株式会社に勤務していた昭和49年1月7日から60年5月21日までの期間のうち、57年10月から58年9月までの期間の標準報酬月額が前の月と比べると6万2,000円も減額されている上、次の年にはまた20万円に上がっている。

給料は毎年昇給していたので、別の人と間違えて記載したか、あるいは社会保険事務所(当時)で書き間違えたのではないかと思うので、申立期間についての標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立てに係る事業所では、申立期間当時の賃金台帳を保管しておらず、厚生年金保険料の控除の状況等が確認できないこと、ii) 当該事業所において申立人と同様に標準報酬月額が減額改定されている者に照会したが、申立人の主張を裏付ける具体的な証言が得られないこと、iii) 申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記載された標準報酬月額はオンライン記録と一致している上、ほかに申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等が見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成22年11月26日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当該事業所が社会保険関係の届出事務を委託していた労務管理事務所が分かったので調査してほしいとして再申立てしているところ、当該労務管理事務所の事業を承継する者に照会したものの、当時の資料は保管していないとしているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について新たな情報は得られなかった。

また、申立期間当時の当該事業所における被保険者の標準報酬月額の推移をみると、毎年増額改定されている者がいる一方で、減額改定されている者もあり、中には、減額改定の理由は明らかではないものの、申立人と同程度の減額改定がなされている者もみられること等のこれまでの調査結果を踏まえると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額とその前後の期間に係る標準報酬月額に相当程度の差があることのみをもって、記録訂正が必要であるとは判断し難い。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき事情は見当たらないことから、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月 1 日から 57 年 4 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A株式会社に勤務していた昭和 56 年 2 月 1 日から 57 年 3 月 31 日までの期間のうち、56 年 5 月 1 日から 57 年 3 月 31 日までの期間が未加入期間となっていた。

申立期間当時、A株式会社B店の店長として、継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間にA株式会社B店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人が昭和 56 年 5 月 1 日付けで被保険者の資格を喪失したことが確認できる上、当該原票の証返納年月日欄に「56.5.7 返納」との記載があり、申立人は、資格喪失後、健康保険証を返納したとされていることが確認でき、一連の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立期間当時、A株式会社B店で申立人と一緒に勤務していたとする同僚4名に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、いずれも申立人と同様に、昭和 56 年 5 月 1 日付けで被保険者の資格を喪失した後、同年 5 月 7 日に健康保険証を返納したとされていることが確認できる。

さらに、当該事業所は昭和 56 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同年 12 月 1 日から 57 年 4 月 1 日までは、厚生年金保険の適用事業所とはされていない。

加えて、当該事業所は既に解散しており、申立期間当時の事業主は、所

在が不明であることから、当該事業所における申立人の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。